

# 先生方へのメッセージ

## ～児童生徒へのわいせつ行為ゼロのために～

このたび本県において、わいせつ行為による教職員の懲戒処分が3件発生したことを、子どもを預かる私たちは、大変重く受け止めなければいけません。いずれも被害者が児童生徒であることを考えると、これらの行為は、子どもを守るべき教職員の最大の裏切りであり、子どもの心身に一生かけても消すことのできない深い傷を残すものです。

全国的にも教職員の性暴力がこの20年で約10倍に増加しているという統計があり、その大きな要因は、急速なSNSの普及によるものと言われています。実際にこれまで県内で発生した不祥事も、そのほとんどがSNSでのやりとりをきっかけに起こっています。

わいせつ事案はこれまで、当事者間の証言が食い違うなどの理由で、正確に処理されなかったものもあると考えられますが、近年はSNS上に証拠が残り、また、SNS上で発見した第三者による告発が増えたことも件数の増加につながっているといわれています。

このような事態を受け、令和3年には「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、児童生徒への性暴力により免許状を失った者の情報がデータベース化されることになりました。また、令和5年には「こども家庭庁」が発足、令和6年6月にはいわゆる「子ども性暴力防止法」が成立しました。この法律の対象範囲とする要件は、①「支配性」（非対称の力関係）②「継続性」（継続的な人間関係）③「閉鎖性」（他人の目に触れにくい環境）の3つです。教師と子どもは、普段の教育活動においてもこのような関係や環境の中�습니다。それだけに、わいせつ行為を起こさせないために強化した学校組織と、絶対に起こさないという私たち一人一人の確かな自覚が、常に作用している学校でなくてはなりません。

そのために最も効果がある働きは「おかしいと感じたことは口に出す」ことだと考えます。口に出すことで、一人で心に留めていたことが共有され、確認されていきます。子どもに影響する前であれば、教師も子どもも救われるのです。「おかしい」と思う鋭い感覚と「口に出す」勇気ある行動が、重大な事態を防ぐことになるのです。これは、私たちが指摘し合うことではありません。私たちは「監視し合う集団」ではなく「子どもを守り抜く集団」として一層強くなるのです。

この永久津小学校から絶対にわいせつな行為による不幸な事態を発生させないために、全職員一丸となってコンプライアンス意識を一層高めていきましょう。

令和7年5月23日

小林市立永久津小学校 校長 吉井秀一

私たちは、子どもへのわいせつな行為が、子どもはもちろん、その家族にも一生にわたる深い悲しみを生むことを自覚し、子どもを守り抜く集団として、以下を宣言します。

私たちは

お互いの言動を確認し合います。

私たちは

おかしいと感じたことをお互いに話し合います。

私たちは

おそれず勇気をもって正し合います。

私は

子どもや保護者と SNS を使った私的なやりとりをしません。

私は

ほかの職員の了解なしに個別指導をしません。

私は

わいせつと受け取られる行為を一切しません。

令和7年6月12日

永久津小学校職員一同